

陳情第14号	受理年月日	令和3年3月16日
付託委員会	経済港湾委員会	
件名	最低賃金の全国一律化を求める意見書の提出について	
要旨	<p>昨年来からのコロナ禍で、労働者の生活は日を迫うごとに厳しさを増しており、政府をはじめ公的な手だてによる直接支援などが強く求められている。イギリスやアメリカでも最低賃金の引き上げが実施されており、先進国の主流は基本的に全国一律となっている。しかし、日本の場合は、かねてから最低賃金の地域格差が問題視されながらも、依然として都道府県別の最低賃金となっており、その決定前に全国をA～Dの4ランクに分けて、中央最低賃金審議会が目安を示すという仕組みになっている。</p> <p>ある労働団体の最低生計費調査では、都市部と地方部における最低生計費に、ほとんど差異がないという結果が出ており、中央最低賃金審議会が提示する目安は、本来、同一の最低賃金で良いものを、結果としてわざわざ格差あるものに誘導していると言わざるを得ない。</p> <p>昨年10月から適用された最低賃金は、最上位である東京都と沖縄などの最下位各県との格差は221円となっている。これは、フルタイムで年収約46万円の差となり、最低生計費にほぼ差異がない状況下で、このような格差があってもよいのか。また、全国展開するスーパーやコンビニなどで働くパートやアルバイトは、ほぼ最低賃金レベルでどこでも同じような物品販売などを行っているが、同じ労働であるにもかかわらず、最低賃金の格差がその労働対価に格差をもたらしている。これは、社会が求める同一労働・同一賃金の流れに反するものである。</p> <p>このような実情から、政権与党内部でも最低賃金の全国一律化を実現させるために一昨年、最低賃金一元化推進議員連盟がつくられ、積極的に活動を展開している。</p> <p>最低賃金法第1条に、最低賃金の目的として労働者の生活の安定や労働の質的向上等に寄与することが挙げられている。せめて最低生計費を</p>	

上回るものでなければ生活の安定は図れないが、最低賃金を労働者の実態に即して決定し、真に効果あるものにするためには、都道府県別に引き上げる制度は見直されなければならない。

中央最低賃金審議会による最低賃金のランク区分の見直しは5年に一度行われており、次の見直しは2022年の予定である。この機会をぜひとも生かして、この際、最低賃金の都道府県別最賃設定を廃止し、全国一律化を実現していただきたい。

ついては、北九州市議会において、最低賃金引き上げ全国一律化の実現に向けて、国に対して別紙意見書を提出していただきたい。